

許可番号 04250001169

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1

氏 名 早来工営株式会社 代表取締役 小松 稔明

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾

許可の年月日

令和5年 6月 7日

許可証確認用

許可の有効年月日

令和12年 6月 6日

複写及び他の使用目的は無効です

### 1. 事業の範囲

#### 廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 廃酸

(pH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機隣化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 廃アルカリ

(pH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機隣化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機隣化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、

(裏面へつづく)

(裏面)

四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエーテン、  
1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、  
チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むこととのみにより有害なものに限る。)

以上4種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う  
特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件:

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 6月 7日 新規許可

平成18年 6月 7日 更新許可

平成23年 6月 7日 更新許可

平成28年 6月 7日 更新許可

令和5年 6月 7日 更新許可

令和6年 4月30日 変更届出(住所の変更)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第110条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無